

令和7年第1回臨時会

御杖村議会議録

令和 7年 5月 8日開会

令和 7年 5月 8日閉会

御杖村議会

◎目 次

◎議事日程	－1－
◎本日の会議に付した事件	－1－
◎役職	－1－
◎出席議員(7名)	－2－
◎欠席議員(0名)	－2－
◎会議録署名議員	－2－
◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名	－2－
◎職務のため議場に出席した事務局職員	－2－
◎〔発言記録〕	－3－
◎開会及び開議の宣告	－3－
◎仮議席の指定について	－3－
◎議選第1号御杖村議会議長選挙について	－4－
◎議席の指定について	－4－
◎会議録署名議員の指名について	－5－
◎会期の決定について	－5－
◎諸般の報告	－5－
◎議選第2号御杖村議会副議長選挙について	－5－
◎発議第1号御杖村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	－6－
◎議選第3号御杖村議会常任委員会の委員長、副委員長及び委員の選任について	－7－
◎議選第4号御杖村議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員の選任について	－7－
◎議選第5号曾爾御杖行政一部事務組合議会議員の選挙について	－7－
◎議選第6号東宇陀環境衛生組合議会議員の選挙について	－8－
◎議選第7号桜井宇陀広域連合議会議員の選挙について	－8－
◎議選第8号宇陀衛生一部事務組合議会議員の選挙について	－9－
◎議選第9号奈良県広域消防組合議会議員の選挙について	－9－
◎発議第2号御杖村議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	－9－
◎承認第2号専決処分の承認を求めることについて (御杖村税条例の一部を改正する条例の制定について) 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	－10－
◎承認第3号専決処分の承認を求めることについて (令和7年御杖村一般会計補正予算(第1号)) 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	－12－
◎同意第5号御杖村監査委員の選任につき同意を求めることについて〔採決〕	－13－
◎閉議及び閉会の宣言	－13－
◎議事録署名	－15－

令和7年第1回御杖村議会臨時会

令和7年5月8日(木)
開議 午前10時00分

◎議事日程〔審議結果〕

- 日程第1 仮議席の指定について
日程第2 議選第1号
御杖村議会議長選挙について
日程第3 議席の指定について
日程第4 会議録署名議員の指名について
日程第5 会期の決定について
日程第6 諸般の報告
・桜井宇陀広域連合組合議会 3月27日定例会
日程第7 議選第2号
御杖村議会副議長選挙について
日程第8 発議第1号〔原案可決〕
御杖村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第9 議選第3号
御杖村議会常任委員会の委員長、副委員長及び委員の選任について
日程第10 議選第4号
御杖村議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員の選任について
日程第11 議選第5号
曾爾御杖行政一部事務組合議会議員の選挙について
日程第12 議選第6号
東宇陀環境衛生組合議会議員の選挙について
日程第13 議選第7号
桜井宇陀広域連合議会議員の選挙について
日程第14 議選第8号
宇陀衛生一部事務組合議会議員の選挙について
日程第15 議選第9号
奈良県広域消防組合議会議員の選挙について
日程第16 発議第2号〔原案可決〕
御杖村議会傍聴規則の一部を改正する条例の制定について
日程第17 承認第2号〔原案承認〕
専決処分の承認を求めることについて
(御杖村税条例等の一部を改正する条例の制定について)
日程第18 承認第3号〔原案承認〕
専決処分の承認を求めることについて
(令和7年度御杖村一般会計補正予算(第1号))
日程第19 同意第5号〔原案同意〕
御杖村監査委員の選任につき同意を求めることについて

◎本日の開議に付した事件

議事日程に同じ

◎役職

臨時議長 森 源 五 君
議 長 寺 前 伊 平 君
副 議 長 山 岡 隆 良 君

◎出席議員(7名)

1 番 影 山 英 章 君	2 番 小 田 静 男 君
3 番 森 源 五 君	4 番 福 田 麻 衣 子 君
5 番 寺 前 伊 平 君	6 番 山 岡 隆 良 君
7 番 盛 岡 英 成 君	

◎欠席議員(0名)

◎会議録署名議員

1 番 影 山 英 章 君	2 番 小 田 静 男 君
---------------	---------------

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名

村 長	伊 藤 収 宜 君
副 村 長	中 嶋 英 樹 君
教 育 長	鈴 木 泰 弘 君
総務課長	今 井 智 君
むらづくり振興課長	片 岡 保 昌 君
産業建設課長	中 村 康 幸 君
住民生活課長	仲 子 雄 史 君
政策推進課長	古 谷 匡 敏 君
保健福祉課長	川 上 隆 二 君
会計管理者	松 本 慶 一 君
教育委員会事務局次長	古 谷 依 子 君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

事務局長 森 本 成 則 君

閉会 午前10時53分

◎[発言記録]

(午前10時00分開議)

- 事務局長(森本成則君): 皆さん、おはようございます。事務局長の森本でございます。よろしくお願いたします。本日は、一般選挙後、初の議会となります。新任の議員さんもおられますので、あらためて各課長の紹介をまず最初にさせていただきます。向かって右側から、総務課長の今井でございます。
- 総務課長(今井智君): 今井です。よろしくお願いいたします。
- 事務局長(森本成則君): 続いて、皆さんから向かって左側、むらづくり振興課長の片岡でございます。
- むらづくり振興課長(片岡保昌君): 片岡でございます。
- 事務局長(森本成則君): 続いて、産業建設課長中村でございます。
- 産業建設課長(中村康幸君): 中村です。よろしくお願いいたします。
- 事務局長(森本成則君): 続きまして、住民生活課長の仲子でございます。
- 住民生活課長(仲子雄史君): 仲子です。よろしくお願いいたします。
- 事務局長(森本成則君): 続きまして、政策推進課長の古谷でございます。
- 政策推進課長(古谷匡敏君): 古谷です。よろしくお願いいたします。
- 事務局長(森本成則君): その上段、保健福祉課長の川上でございます。
- 保健福祉課長(川上隆二君): 川上です。よろしくお願い致します。
- 事務局長(森本成則君): 会計管理者の松本でございます。
- 会計管理者(松本慶一君): 松本です。よろしくお願い致します。
- 事務局長(森本成則君): 最後に向かって右上段の教育委員会事務局次長の古谷でございます。
- 教育委員会事務局次長(古谷依子君): 古谷です。よろしくお願い致します。
- 事務局長(森本成則君): さて、本臨時会は、一般選挙後、初めての議会ですので、議長の選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。したがって、森源五議員に臨時議長をお願い致します。森源五議員、議長席の方へお願いいたします。

(森源五臨時議長登壇)

◎開会及び開議の宣言

- 臨時議長(森源五君): ただいま紹介されました森源五でございます。地方自治法第107条の規定によりまして、議長が選挙されるまでの間、臨時に議長の職務をさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い致します。全議員が出席でございます。令和7年第1回御杖村議会臨時会は成立いたしました。よって、ただいまから開会します。本日の会議を開きます。

◎仮議席の指定について

- 臨時議長(森源五君): 日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいま着席の議席とします。

仮1番 影山英章君 仮2番 小田静男君 仮3番 森源五君
仮4番 福田麻衣子君 仮5番 寺前伊平君 仮6番 山岡隆良君
仮7番 盛岡英成君

◎議選第1号御杖村議会議長選挙について

○臨時議長(森源五君):次に、日程第2議選第1号、御杖村議会議長選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長(森源五君):異議なしと認めます。したがいまして、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については、臨時議長のわたくしが指名させていただくことにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長(森源五君):異議なしと認めます。したがいまして、わたくし臨時議長が指名させていただくことに決定いたしました。それでは、議長の指名をさせていただきます。議長に、寺前伊平君を指名させていただきます。お諮りします。ただいま、わたくし臨時議長が指名させていただきました寺前伊平君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長(森源五君):異議なしと認めます。したがいまして、ただいまわたくし臨時議長が指名させていただきました寺前伊平君が議長に当選されました。議長に当選されました寺前伊平君に、御杖村議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。ただいま議長に当選されました寺前議員より議長就任のご挨拶をお願いいたします。

(寺前議員議場入口に移動)

○5番(寺前伊平君):ただいま、森臨時議長のゆうしをえましたので、一言皆様方にご挨拶をさせていただきます。この度、定数1減、そして議員報酬のアップを含めた議会改革なされましてその最初の村会議員一般選挙がございました。これを受けまして、初めての役員改選ということで、議員各位のご同意を得まして、不肖わたくしが議長の任になるということで、本当に光栄ではありますけれども同時に職務の重さを感じているわけがございます。議長になりました以上は、村政発展のために一歩でも二歩でも進めるようわたくし全力でまいりたいと思います。議員各位におかれましては、日々の議員活動を通しての貴重な意見、そして提案を行政にどんどん言っていただき、また理事者におかれましては、そう言った議員の意見とか提案に耳を傾けていただき、少しでも各課の諸政策に盛り込んでいただければ幸いですというふうに思っております。議会も行政も互いに協力して働く、協働ですね、この誠心に立ち返り、行政運営を迅速且つ円滑に進めるよう最大の努力をしてみますので、皆様のご理解とご協力を今後ともひとつよろしくお願いいたしまして、わたくしの就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

(寺前議員自席へ戻る)

○臨時議長(森源五君):どうもありがとうございました。これで臨時議長の職務が終わりましたので、降壇させていただきます。ご協力ありがとうございました。寺前議長、議長席にお着き願います。

(森臨時議長降壇)

(寺前議長登壇)

◎議席の指定について

○議長(寺前伊平君):それでは、臨時議長に引き続き議事を進行させていただきます。よろしく願い致します。日程第3、議席の指定を行います。議席につきましては、御杖村議会会議規則第4

条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定いたします。

1番 影山英章君 2番 小田静男君 3番 森源五君
4番 福田麻衣子君 5番 寺前伊平君 6番 山岡隆良君
7番 盛岡英成君

◎会議録署名議員の指名について

○議長(寺前伊平君):次に、日程第4、会議録署名議員の指名を行います。御杖村議会会議規則第127条の規定に基づき、本臨時会の会議録署名議員は、1番影山英章君、2番小田静男君を指名させていただきます。

◎会期の決定について

○議長(寺前伊平君):次に、日程第5、会期の決定についてを議題といたします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長(寺前伊平君):次に、日程第6、諸般の報告を行います。去る3月27日に開催されました桜井宇陀広域連合議会第1回定例会の報告ですが、派遣議員でありました前葛城昌俊議員より、報告書をいただいています。その写しを配布させていただいていますので、写しをもって報告に変えさせていただきます。

◎議選第2号御杖村議会副議長選挙について

○議長(寺前伊平君):次に、日程第7、議選第2号御杖村議会副議長選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長のわたくしが指名させていただくことにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。したがって、わたくし議長が指名させていただくことに決定しました。それでは、副議長の指名をさせていただきます。副議長に、6番山岡隆良君を指名させていただきます。お諮りします。ただいま、わたくし議長が指名させていただきました6番山岡隆良君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。したがって、ただいまわたくし議長が指名させていただきました6番山岡隆良君が副議長に当選されました。副議長に当選された山岡隆良君に、御杖村議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。ただいま当選されました山岡議員より副議長就任にあたり一言ご挨拶をお願いいたします。

(山岡議員議場入口に移動)

○6番(山岡隆良君):ただいま、副議長に議長のほうから指名いただきました山岡でございます。この4月の村議会議員の改選に伴いまして、新しくメンバーに入っていただいた3名の議員様、そして元職の盛岡議員ということで、この4名の議員さんが入れ替わった中で、体制も8名から7名にというかたちになりました。そんな中で、みんなのご意見を一つに携えながら議長を補佐し、そして村政発展のためにみなさんで英知を絞りながら村の発展に繋がるような改正、改革を進められたらいいなというような思いで任に付きたいというように思っております。何分微力ではございますので、皆様方のいろいろの協力をいただきながら議長を支えるようなかたちで、自分のほうの任に付けられたらなというふうなことで思っておりますので、どうかご協力のほうよろしくお願い申し上げまして、簡単素地でございますが、わたくしの就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

(山岡議員自席に戻る)

◎発議第1号御杖村議会委員会条例の一部を改正する条例の 制定について [上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第8、発議第1号御杖村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本案について、提出者であります6番山岡議員より提案理由の説明を求めます。6番山岡議員。

○6番(山岡隆良君):議長。6番山岡。

○議長(寺前伊平君):山岡議員。

○6番(山岡隆良君):それでは、私のほうから提案理由の説明をさせていただきます。発議第1号御杖村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。それでは、発議第1号御杖村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、議員3名による提出でございますが、代表いたしまして、私の方からその提案理由につきまして、ご説明をさせていただきます。令和6年12月2日開催の令和6年第4回御杖村議会定例会において、議員定数を8人から7人に改める御杖村議会の議員の定数を定める条例の一部が改正されました。その条例の施行後、最初の一般選挙が去る4月20日に執行され、御杖村議会議員が7名となったことから、御杖村議会委員会条例においても常任委員会の予算決算委員会及びむらづくり委員会の委員の定数をそれぞれ8人から7人に、議会運営委員会の委員を7人から6人に改正を行うため提出するものでございます。なお、本条例の改正については、公布の日から施行することとしております。以上、簡単ではございますが、発議第1号御杖村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(寺前伊平君):ただ今、山岡議員より提案理由の説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第8、発議第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(寺前伊平君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第8、発議第1号御杖村議会

委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議選第3号御杖村議会常任委員会の委員長、副委員長及び委員の選任について

○議長(寺前伊平君):次に、日程第9、議選第3号御杖村議会常任委員会の委員長、副委員長及び委員の選任を行います。お諮りします。御杖村議会委員会条例第6条第4項及び同条例第7条第2項の規定により、わたくし議長が指名させていただきます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):議なしと認めます。したがいまして、わたくし議長が指名させていただくことに決定しました。予算決算委員会委員長に4番福田麻衣子君、副委員長に1番影山英章君、委員に2番小田静男君、3番森源五君、5番寺前伊平、6番山岡隆良君、7番盛岡英成君を、むらづくり委員会委員長に7番盛岡英成君、副委員長に2番小田静男君、委員に1番影山英章君、3番森源五君、4番福田麻衣子君、5番寺前伊平、6番山岡隆良君を指名させていただきます。

◎議選第4号御杖村議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員の選任について

○議長(寺前伊平君):次に、日程第10、議選第4号御杖村議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員の選任を行います。お諮りします。御杖村議会委員会条例第6条第4項及び同条例第7条第2項の規定により、わたくし議長が指名させていただきます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。したがいまして、わたくし議長が指名させていただくことに決定しました。委員長に3番森源五君、副委員長に4番福田麻衣子君、委員に1番影山英章君、2番小田静男君、6番山岡隆良君、7番盛岡英成君を指名させていただきます。

◎議選第5号曾爾御杖行政一部事務組合議会議員の選挙について

○議長(寺前伊平君):次に、日程第11、議選第5号曾爾御杖行政一部事務組合議会議員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による、指名推選にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。したがいまして、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長のわたくしが指名させていただくことにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。したがいまして、わたくし議長が指名させていただくことに決定しました。曾爾御杖行政一部事務組合議会議員に、2番小田静男君、4番福田麻衣子君、7番盛岡英成君を指名させていただきます。お諮りします。ただいま、わたくし議長が指名させていただきました2番小田静男君、4番福田麻衣子君、7番盛岡英成君を曾爾御杖行政一部事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。したがいまして、ただいまわたくし議長が指名させていただきました2番小田静男君、4番福田麻衣子君、7番盛岡英成君が曾爾御杖行政一部事務組合

議会議員に当選されました。御杖村議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎議選第6号東宇陀環境衛生組合議会議員の選挙について

○議長(寺前伊平君):次に、日程第12、議選第6号東宇陀環境衛生組合議会議員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長のわたくしが指名させていただくことにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。したがって、わたくし議長が指名させていただくことに決定しました。東宇陀環境衛生組合議会議員に、1番影山英章君、3番森源五君、6番山岡隆良君を指名させていただきます。お諮りします。ただいま、わたくし議長が指名させていただきました1番影山英章君、3番森源五君、6番山岡隆良君を東宇陀環境衛生組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。したがって、ただいまわたくし議長が指名させていただきました1番影山英章君、3番森源五君、6番山岡隆良君が東宇陀環境衛生組合議会議員に当選されました。御杖村議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎議選第7号桜井宇陀広域連合議会議員の選挙について

○議長(寺前伊平君):次に、日程第13、議選第7号桜井宇陀広域連合議会議員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長のわたくしが指名させていただくことにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。したがって、わたくし議長が指名させていただくことに決定しました。桜井宇陀広域連合議会議員に、1番影山英章君を指名させていただきます。お諮りします。ただいま、わたくし議長が指名させていただきました1番影山英章君を桜井宇陀広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。したがって、ただいまわたくし議長が指名させていただきました1番影山英章君が桜井宇陀広域連合議会議員に当選されました。御杖村議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎議選第8号宇陀衛生一部事務組合議会議員の選挙について

○議長(寺前伊平君):次に、日程第14、議選第8号宇陀衛生一部事務組合議会議員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なしの声あり」)

○議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長のわたくしが指名させていただくことにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。したがって、わたくし議長が指名させていただくことに決定しました。宇陀衛生一部事務組合議会議員に、4番福田麻衣子君、5番寺前伊平を指名いたします。お諮りします。ただいま、わたくし議長が指名させていただきました4番福田麻衣子君、5番寺前伊平を宇陀衛生一部事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。したがって、ただいまわたくし議長が指名させていただきました4番福田麻衣子君、5番寺前伊平が宇陀衛生一部事務組合議会議員に当選されました。御杖村議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎議選第9号奈良県広域消防組合議会議員の選挙について

○議長(寺前伊平君):次に、日程第15、議選第9号奈良県広域消防組合議会議員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長のわたくしが指名させていただくことにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。したがって、わたくし議長が指名させていただくことに決定しました。奈良県広域消防組合議会議員に、5番寺前伊平を指名いたします。お諮りします。ただいま、わたくし議長が指名しました5番寺前伊平を奈良県広域消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。したがって、ただいまわたくし議長が指名しました5番寺前伊平が奈良県広域消防組合議会議員に当選いたしました。御杖村議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎発議第2号御杖村議会傍聴規則の一部を改正する規則の 制定について [上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第16、発議第2号御杖村議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。本案について、提出者であります6番山岡議員より提案理由の説明を求めます。6番山岡議員。

○6番(山岡隆良)君:議長。6番山岡。

○議長(寺前伊平君):山岡議員。

○6番(山岡隆良)君:それでは、発議第2号御杖村議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定についても、議員3名による提出でございますが、代表いたしまして、私の方からその提案理由につきまして、ご説明をさせていただきます。最近の社会情勢の変化に対応するとともに、住民に開かれた議会の実現を図る観点から、全国町村議会議長会が標準町村議会傍聴規則の一部を改正することを本年2月に決定されました。このことを受け準用しています。御杖村議会傍聴規則について、傍聴の手続きや傍聴席への入場制限、傍聴人の守るべき事項等、必要箇所の改正を行うため提出するものでございます。なお、本規則の改正についても、公布の日から施行することとしております。以上、簡単ではございますが、発議第2号御杖村議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定についての提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(寺前伊平君):ただ今、山岡議員より提案理由の説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第16、発議第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(寺前伊平君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第16、発議第2号御杖村議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決されました。

◎専決処分の承認を求めることについて

(御杖村税条例の一部を改正する条例の制定)

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第17、承認第2号専決処分の承認を求めることについて、御杖村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(寺前伊平君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令等の公布により、御杖村税条例の一部を早急に改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。詳細につきましては、住民生活課長より説明申し上げます。

○議長(寺前伊平君):仲子住民生活課長。

○住民生活課長(仲子雄史君):はい、議長。専決処分の承認をお願いいたしますのは、御杖村税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。地方税法等の一部を改正する法律及び、地方税法施行令の一部を改正する政令等が令和7年3月31日に、それぞれ公布され、4月1日から施行されることに伴い、御杖村税条例の一部改正が必要となることから、地方自治法第179条

第1項の規定により、3月31日付けで専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、議会のご承認をお願いするものでございます。主な改正点を説明させていただきます。まず住民税に関する改正についてですが、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応として、給与所得控除の見直しのほか、大学生年代の子等に関する特別控除の創設並びに扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件の引き上げが行われます。まず給与所得控除の見直しについては、給与所得控除の最低保障額が現行55万円から65万円に引き上げる見直しでございます。大学生年代の子等に関する特別控除の創設は、特定扶養控除に関して、控除対象となる大学生年代、19歳以上23歳未満の子等の所得要件を拡大するとともに、一定の所得を超えた場合でも親等が受けられる控除の金額が段階的に逡減する仕組みを導入することとなり、控除額の最高額は45万円になります。扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件の引き上げについては、現行48万円以下となっているものを58万円以下に引き上げるものでございます。そのほかにも、勤労学生の前年の合計所得金額要件を現行75万円以下から85万円以下に引き上げるものでございます。以上の改正につきましては、令和7年分所得に係る令和8年度分の個人住民税から適用されます。次に軽自動車税に関する改正については、新基準原付に係る軽自動車税種別割の区分新設に伴う改正で、原動機付き自転車のうち、二輪のもので、総排気量が125CC以下かつ4.0KW以下のものに係る軽自動車税種別割の税額を2,000円とするものでございます。また道路交通法の改正において、マイナンバーカードと運転免許証の一体化に関する規定が整備され、令和7年3月24日から特定免許情報記録個人番号カード(いわゆるマイナ免許証)の運用が開始されたことにより、軽自動車税種別割の減免手続きにおいて、このマイナ免許証を提示可能な免許証に加える改正を行っております。次にたばこ税の改正ですが、加熱式たばこに係るたばこ税の課税方式の見直しに伴う改正となります。加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準について、重量と価格による紙巻たばこへの本数換算を改め、重量のみで換算する方式に改正されます。本改正については激変緩和のため、令和8年4月及び令和8年10月の2段階で新方式へ移行することとなっております。そのほか公示送達について、インターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴う改正や法律改正に伴う項ずれの改正等の改正となっております。以上、ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長(寺前伊平君):ただいま、伊藤村長より提案理由の説明と仲子住民生活課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第17、承認第2号を原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(寺前伊平君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第17、承認第2号専決処分の承認を求めることについて、御杖村税条例等の一部を改正する条例の制定については原案のとおり承認されました。

◎専決処分の承認を求めることについて

(令和7年度御杖村一般会計補正予算(第1号))

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第18、承認第3号専決処分の承認を求めることについて、令和7年度御杖村一般会計補正予算第1号を議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(寺前伊平君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、土屋原財産区議会議員辞職に伴う補欠選挙を執行する予算の補正が必要となり、一般会計の歳入歳出それぞれに78万円を追加し、補正後の総額を26億9,178万円とするものでございます。去る4月1日に補正予算の専決処分をさせていただきましたので、承認をお願いするものでございます。詳細につきましては、総務課長より説明申し上げます。

○議長(寺前伊平君):今井総務課長。

○総務課長(今井智君):はい、議長。

○議長(寺前伊平君):はい。

○総務課長(今井智君):それでは、令和7年度御杖村一般会計補正予算第1号の内容について、ご説明申し上げます。第1号補正につきましては、土屋原財産区議会の議員辞職に伴い、財産区議会議員の補欠選挙執行に係る経費を4月1日付けで専決補正しております。補正予算書の表紙、1ページをご覧ください。第1条において、予算の総額に78万円を追加し、補正後の総額を26億9,178万円とするものです。補正の内容について、先に歳出からご説明申し上げます。10ページ、11ページをご覧ください。款10総務費 項20選挙費 目45財産区議会議員選挙費、節01報酬27万3千円は、期日前投票及び投票日の投票管理者及び投票立会人等の報酬を計上しております。節03職員手当31万7千円は、期日前投票及び投票日の投票事務に係る職員の事務従事手当を計上しております。節10需用費5万6千円は、選挙管理委員、立会人の弁当代や選挙事務用品代などを計上しております。節11役務費6万4千円は、各種選挙通知の郵送料を計上しております。節12委託料6万6千円は、ポスター掲示場設置、撤去の委託料を計上しております。節13使用料及び賃借料4千円は、個人演説会の会場使用料を計上しております。続きまして、歳入をご説明申し上げます。戻っていただきまして、8ページ、9ページの歳入をご覧ください。款65繰入金、項05繰入金、目5基金繰入金、節5基金繰入金、財政調整基金繰入78万円を計上してございます。以上、令和7年度御杖村一般会計補正予算第1号の概要説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長(寺前伊平君):ただいま、伊藤村長より提案理由の説明と今井総務課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第18、承認第3号を原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

- 議長(寺前伊平君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第18、承認第3号専決処分の承認を求めることについて、令和7年度御杖村一般会計補正予算第1号も原案のとおり承認されました。

◎同意第5号御杖村監査委員の選任につき同意を求めることについて
[上程、説明、採決]

- 議長(寺前伊平君):次に、日程第19、同意第5号御杖村監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。本案につきましては、3番森源五君ご本人にかかわる事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって、3番森源五君を除斥したいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。よって、3番森源五君を除斥することに決定しました。3番森源五君の退場を求めます。

(「森源五君退場」)

- 議長(寺前伊平君):本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。
○村長(伊藤収宜君):議長。
○議長(寺前伊平君):伊藤村長。
○村長(伊藤収宜君):御杖村監査委員の選任につきましては、地方自治法第195条及び第196条第1項の規定によりまして、監査委員2名のうち1名は議会議員のうちから、議会の同意を得て選任することになっております。今般、議会役員改選に伴い、新たに森源五議員を監査委員に選任したいので、ご提案するものでございます。同意賜りますようお願い申し上げます。
○議長(寺前伊平君):ただいま、提案理由の説明をいただきました。本案につきましては、御杖村議会会議規則第59条第4項の規定によって、質疑及び討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。よって、日程19、同意第5号については、質疑及び討論を省略します。これより、本案について採決を行います。これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

- 議長(寺前伊平君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第19、同意第5号御杖村監査委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。森源五君の入場を求めます。

(「森源五君入場後、自席へ着席」)

- 議長(寺前伊平君):3番森源五君が議場に戻られましたので、同意第5号御杖村監査委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定した旨報告させていただきます。

◎閉議及び閉会の宣言

- 議長(寺前伊平君):それでは、以上をもって、令和7年第1回臨時会の日程は全部終了いたしました。令和7年度につきましては、本日、選挙及び選任されました体制で議会運営に取り組んでいくこととなりますので、よろしく申し上げます。議員の皆さん、また理事者・各課長等の皆さんには、

御杖村発展のため、さらにご尽力いただきますようお願い申し上げ、本日の会議を閉じます。よって、令和7年第1回御杖村議会臨時会を閉会とします。お疲れ様でした。

(午前10時53分 閉会)

◎議事録署名

御杖村議会会議規則第127条の規定によりここに署名する。

御杖村議会臨時議長 森 源 五

御杖村議会議長 寺 前 伊 平

御杖村議会議員 影 山 英 章

御杖村議会議員 小 田 静 男